

相模原市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

令和元年12月23日

相模原市長 本村 賢太郎

相模原市条例第36号

相模原市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)の規定に基づき、生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業を行う施設(以下「無料低額宿泊所」という。)の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(設備及び運営)

第2条 次条に定めるもののほか、社会福祉法第68条の5第1項の規定に基づき条例で定める無料低額宿泊所に係る基準は、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準(令和元年厚生労働省令第34号)に定める基準(同令第12条第6項第1号ただし書に定める基準を除く。)の例による。

(暴力団排除)

第3条 無料低額宿泊所の職員(施設長を含む。)その他の無料低額宿泊所の運営に携わる者は、暴力団員等(相模原市暴力団排除条例(平成23年相模原市条例第31号。以下「暴力団排除条例」という。)第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)と密接な関係を有すると認められる者であってはならない。

2 無料低額宿泊所は、その運営について、次に掲げるものから支配的な影響を受けてはならない。

(1) 暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団

(2) 暴力団員等

(3) 暴力団排除条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等

(4) 暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認めら

れるもの

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。